

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則

平成29年5月30日
細則第 1 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号。以下「規程」という。）第41条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関し必要な事項を定める。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書)

第2条 規程第30条第1項に規定する書面は、別紙様式第1号に定めるものとする。

(誓約書)

第3条 規程第30条第3項第1号に規定する書面は、別紙様式第2号に定めるものとする。

(審査結果通知書)

第4条 規程第33条第1項の規定による通知は、別紙様式第3号の審査結果通知書により行うものとする。

2 規程第33条第3項の規定による通知は、別紙様式第4号の審査結果通知書により行うものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書)

第5条 規程第33条第2項第1号に規定する独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類は、別紙様式第5号に定めるものとする。

(準用)

第6条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）第4条（同条第6項を除く。）、第6条、第8条（同条第1項第1号を除く。）及び第9条の規定は、規程第37条第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第2条中「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第6号」と、第4条第1項中「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第7号」と、第5条中「別記様式第5号」

とあるのは「別記様式第8号」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

郵便番号 (ふりがな)	
住所又は居所 (ふりがな)	(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)
氏名	(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。)
連絡先	印 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第30条第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、本学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第30条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報公開に関する開示及び不開示に関する基準に定める不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

誓約書

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

（ふりがな）
氏 名 （自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程 第30条第3項第1号
第37条第2項において
準用する第30条第3項第1号

の規定により、提案する者（及びその役員）が、同規程第31条に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合すると認めるので、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第33条第1項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第33条第2項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

奈院大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準第 項の基準に適合しないと認めるので、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第 3 3 条第 3 項の規定により通知します。

（提案が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け奈院大 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程

第35条

第37条第2項において

準用する第35条

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第33条第1項により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

郵便番号
（ふりがな）
住所又は居所 （法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）
（ふりがな）
氏 名 （自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印
連絡先 （連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程 第37条第1項前段
第37条第1項後段

の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程第22条の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第36条第1項前段の提案をする場合に限る。)
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

奈院大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合すると認めるので、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第33条第1項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第33条第2項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

奈院大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準第 号の基準に適合しないと認めるので、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程第33条第3項の規定により通知します。

（提案が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。